皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月十五日セルビア国の国祭日につき、同月十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から平成二十七年十一月二日アフガニスタン国大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、一月四日御答信があった。

天皇陛下から平成二十七年十一月二十五日コートジボワール国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十三日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十七年十二月一日ラオス国国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十四日御答電があった。

天皇陛下から平成二十七年十二月二十八日キューバ国国家評議会議長閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十三日御答電があった。

天皇陛下から平成二十七年十二月十五日バーレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月十五日御答電があった。

天皇陛下から一月一日ミャンマー国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月十九日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十八年二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十八年二月二十一日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　吉澤　脩平
　生年月日　昭和五十七年三月六日生
　旅券申請上の住所　千葉県習志野市

二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＫ〇四一一四五九
　発行年月日　平成二十一年十月二十六日
　旅券名義人　吉澤　脩平

三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十七年十月二日、神戸地方裁判所から、電子計算機使用詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十八年一月二十九日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成28年２月16日

農林水産大臣　森山　裕

1　遠別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成28年２月16日から平成28年３月７日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局留萌開発建設部及び遠別町役場

2　美国地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成28年２月16日から平成28年３月７日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局小樽開発建設部及び稚内町役場

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　ニューヨーク事務所ノーフォーク出張所の廃止

二　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
NEW YORK OFFICE NORFOLK SUB-OFFICE（ニューヨーク事務所ノーフォーク出張所）	3704 Pacific Avenue, Virginia Beach, Virginia 23451, UNITED STATES OF AMERICA

三　廃止年月日　平成二十八年一月一日

公聴会

種馬鈴しょ検疫規程の一部改正に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第15条第２項において準用する法第11条第２項において準用する法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成28年２月16日

農林水産大臣　森山　裕

記

1　日時　平成28年３月２日午後２時から

2　場所　東京都千代田区霞が関３丁目１番１号
　中央合同庁舎４号館1218号室

3　意見を聴こうとする事項　種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年２月27日農林省告示第59号）第３条に定める対象有害動物としてジャガイモシロシストセンチュウを新たに指定すること並びに当該指定に伴い検査の方法及び検査合格の基準を改めることについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成28年２月26日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100－8950東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

(1)　氏名及び住所

(2)　意見を聴こうとする議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

(1)　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

(2)　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。